

風土記と記紀の關係

——播磨国風土記オケ・ヲケ説話を中心に——

青 木 周 平

一 はじめに

風土記と記紀の關係という時、思い出されるのは、倉塚
曄子氏の「出雲神話圏とカミムスビの神」〔古代文学〕
5)である。今から四十年前も前の論文であるが、ここでは、
日本書紀第九段一書第二と出雲国風土記楯縫条の類似記事
が比較され、両記事の資料的關連が推定され、出雲側の資
料が書紀に取り入れられた経緯が論じられた。風土記から
書紀へという關連性を説いた、画期的論文であつたと思わ
れる。ただし、その論では触れられなかつた問題もある。
まず風土記のカミムスビと紀のタカミムスビという神名の
相違、次に「楯縫」という地名の有無などである。カミム
スビとタカミムスビの交替は記紀の間でも見られ、それぞ
れの作品的性格を考える際には重要な問題となる。また地

名の有無は、風土記と記紀の相違に、本質的な問題を孕む。
それらの相違点を作品ごとに意味付けた上での〈比較〉が
さらに必要となるであろう。

このような観点から風土記と記紀の類似記事を見渡した
時、三作品に共通した記事として、オケ・ヲケ説話が注目
される。この説話については、すでに多くの論がある。比
較研究もあるが、その多くは原資料の追求や、伝承者の想
定、さらには歴史的虚実性の問題へと向いており、それぞ
れの記事の独自性については、あまり目を向けられていな
い。〈比較〉をする場合、重要なことは、それぞれの相違
点をしっかりと意味付けた上で關連性を見通すことである。
その意味では、登場人物の扱いの相違や、土地との関わり
方の相違を、用字や文脈上の展開を踏まえてつづ意味付けな
ければならない。そしてその相違の理由が明らかになつた

時、風土記と記紀の關係に一つの見通しがつくに違いない。特に問題視されている「市辺天皇」についても、その過程で明らかにしてみたい。

風土記は、記紀に比べて、原本に遡り得る保証が弱い。古代（奈良時代）の文献として成り立ち得るのか、たえずその検証が試みられねばなるまい。記紀との「比較」がその有効な方法たり得るのかも、あわせて考えてみたい。

二 【宮名】の比較

ここでは、風土記と記紀との關係をみる上で、まず、【宮名】の一覧を挙げる。

〔播磨風〕 高野宮 少野宮 川村宮 池野宮	〔古事記〕 飯宮	〔清寧紀〕 柴宮	〔顯宗紀〕 近飛鳥八鈞宮 〈或本云〉 少郊 池野 〈又或本云〉 饗粟	〔仁賢紀〕 石上広高宮 川村 縮見高野
	高木角刺宮	角刺宮	忍海角刺宮 〈市辺宮〉	

右を一見して明らかのように、風土記のオケ・ヲケの【宮名】は、用字は異なる例もあるが、顯宗・仁賢紀の「或本」を合わせたものである。「或本」と風土記の近い關係が想定できるが、この点はまたあとでふれたい。もう一つ記紀と異なる点は、飯豊王の宮が風土記には見えないことである。風土記の【登場人物】をみても、飯豊王は見えない（後掲）。これはストーリーの展開の違いに関わる。少なくとも、二王を飯豊王が迎える古事記の伝とは異質である。ここで、飯豊王の系譜的位置づけを確認してみる。

① 於是、問日繼所知之王、市辺忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也。（清寧記）

② 於是、其姨飯豊王、聞歡而、令上於宮。

古事記（以下、古事記は①：で示す）では、オケ・ヲケ二王の「姨」（②）とあり、「市辺忍齒別王之妹」（①）とある。①は、日本書紀履中紀（以下、日本書紀はア：で示す）と同じ位置づけである。

ア秋七月己酉朔壬子、立葦田宿祢之女黒媛為皇妃。々生磐坂市辺押羽皇子・御馬皇子・青海皇女へ曰、飯豊皇女。次妃幡梭皇女、生

中磯皇女。(履中紀元年)

しかし、同じ日本書紀でも顕宗即位前紀には、「天皇姉」とある。

イ是月、皇太子億計王與天皇讓位。久而不処。由是、天皇姉飯豊青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政。自称忍海飯豊青尊。(顯宗即位前紀)

右の位置付けは、同じく顯宗即位前紀の冒頭部に引用する「譜第」の「一本」と同じである。

ウへ譜第曰、市辺押磐皇子娶蟻臣女萸媛、遂生三男二女。

其一曰居夏姬、其二曰億計王、更名嶋稚子、更名大石尊。其三曰弘計王、更名来目稚子。其四曰飯豊女王、亦名忍海部女王。其五曰橘王。一本、以飯豊女王列叙於億計王之上、蟻臣者葦田宿祢子也。(顯宗即位前紀)

「譜第」では、オケ・ヲケの妹に位置付ける。「譜第」とは、新編日本古典文学全集『日本書紀②』の頭注(277頁)には「天皇家の系譜を記した帝紀の類か」とあるが、そのもととなったという『晋書』杜預伝には、次のようにある。

既立功之後、從容無事、乃沈思經籍、為春秋左氏經傳集解。又參攷衆家譜第、謂之釈例。(卷三十四、列伝第四、中華書局版)

右に引用される「釈例」は、「釈例本為傳説」ともあるので、「傳」をつくる為に利用された「衆家譜第」とは、や

はり家々の系譜の類を指すのであろう。当然解釈を要するものであり、異伝のあり方も理解できる。飯豊王の例でいえば、〈清寧記―履中紀〉〈顯宗即位前紀―譜第の一本〉

〈譜第〉の三種に整理される。このあり方は、必ずしも記紀が対立する形ではないことを示し、履中紀と顯宗紀の【宮名】の異同にも同様な事情が考えられる。さらに履中紀が α 群、顯宗紀が β 群に属する^①という、日本書紀内部の相違も注意される。記紀の相違で重要なのは、古事記において飯豊王がオケ・ヲケを迎えたこととするのは、清寧天皇がすでに崩御していたからだということである。オケ・ヲケの即位のためには、前天皇の承認がないので、前天皇との関係が問われることになり、履中天皇の孫、すなわち履中系という保障が必要になる。それに対して日本書紀は、どの伝もオケ・ヲケを清寧天皇を迎えたのである、前天皇の保障はあり、それとは別に個人の資質が問われることになる(なお後述)。筆者はかつて日本書紀のオケ・ヲケの天皇像を〈讓〉と〈天命〉という語を手がかりに、「讓」をもって「君子」の「礼」を説き、「徳」を「天」に「讓」^②ることで「天子」のありようを説く特質をみとめた。これは、漢籍の利用によりもたらされた天皇像であり、古事記の血統の保障とは違う天皇観を示している。では風土記はどうであろうか。すべての風土記に当ては

まるかは別にして、播磨国風土記の場合、説話の主人公が天皇とされる例がほとんどである。そのなかでも品太天皇が圧倒的に多く（四〇例以上）、その次が大帯日子（景行）六例、神功皇后八例と一桁であることに特徴がある。特に神功皇后の場合、息長帯日（比）女（売）命と大帯日売命に表記がわかれ、地縁性の違いも気になる。大帯日売命は揖保郡にのみ見え、風土記独自の意味付けが必要であろう。そのような天皇は、美囊郡の大兄伊射報和氣命、すなわち履中天皇も含めて、主人公であると同時に、ダレダレがナニナニせし時、と時代性の明示の意味をもっていることが注意される。「品太天皇之世」などと書かれている時は勿論であるが、美囊郡の場合、志深里の記事は、履中天皇の「勅」により時代性が保障されている（以下、播磨国風土記はA：で示す）。

A 志深里。へ土中々。所以号志深者、伊射報和氣命、御食於此井之時、信深貝、遊上於御飯宮縁。尔時、勅云、「此貝者、於阿波国和那散、我所食之貝哉」。故号志深里。

その「勅」の時代性に支えられて、オケ・ヲケ説話も展開しているのである。また迎えた母が「手白髪命」とある。記紀と風土記で最も相違する場面、すなわちオケ・ヲケを迎える場面を記してみる。

B 尔、針間国之山門領所遣山部連少楯、相聞相見、語云、「為此子、汝母手白髪命、昼者不食、夜者不寝、有生、有死、泣恋子等」。仍參上、啓如右件、即歛哀泣、還遣少楯召上。仍、相見相語恋。

「手白髪命」の名は、当該する記紀系譜にはみえない。この名について、記紀の類似した御子の名を安易に比すべきではあるまい。飯豊王の名や宮名が見えないことも関わりをもつ。つまり、記紀の系譜的保障がないことになる。播磨国風土記において（あるいは風土記全般かもしれないが）、記紀の皇統譜を踏まえたという確証はないとみるべきではないか。これは【名乗り】の問題ともからむので、またのちにふりかえることとする。

三 【地名】の比較

次に、【地名】（国郡名も含む）における風土記と記紀の関係を見てみる（ウタの用例は括弧で示す、以下同じ）。

まずハリマという国の表記は、古事記・播磨国風土記が「針間国」と一致し、日本書紀の「播磨国」が異なる。直木孝次郎氏は古事記を古い表記とみるが、アフミ（淡海・近江）も同様である。ただし、播磨国風土記の場合、地の文（近江）とウタ（淡海）で相違がある。そして播磨国風土記内部の表記の問題でいえば、アカシの例がある。アカ

<p>〔播磨風〕 近江国 推綿野 志深村 (吉備) (淡海) (倭・山投) 針間国 之山門 御宅村 御倉尾</p>	<p>〔古事記〕 淡海之久多 綿之蚊屋野 山代刈羽井 玖須婆之河 針間国</p>	<p>〔雄略紀〕 郊野 近江来田 綿蚊屋野</p>	<p>〔清寧紀〕 播磨国 赤石郡 縮見屯倉 赤石 摂津国</p>	<p>〔顯宗紀〕 蚊屋野 丹波国 余社郡 播磨国 縮見山石室 播磨国赤石郡 縮見屯倉 赤石郡 (出雲) (餌香市) (倭) (石上) 京都 赤石 摂津国</p>	<p>〔仁賢紀〕 丹波国 余社郡 播磨 赤石</p>
---	--	---------------------------------------	--	--	--

シは「赤石」が賀古郡に二例、「明石」が託賀郡に一例あるが、「赤石」が「明石」に先行し、両郡の編述グループが異なるという小野田光雄氏の意見もある。小野田氏によると、賀古郡は美囊郡と同じグループに入る。播磨国風土記で「市辺天皇命」が殺された「推綿野」は、古事記で「久多綿」、雄略紀に「来田綿」とクタの表記が異なる。

また雄略紀の「郊野」は、「将遣遙於郊野、聊娛情以騁射。」という文脈にあり、これは『芸文類聚』産業部下「田獵」条の引用部である。オケ・ヲケが隠れたという「志深」は、清寧紀・顯宗紀では「縮見屯倉」とある。播磨国風土記には「御宅村」の起源記事が美囊郡内にあるが、日本書紀では「赤石郡」とする。現存三条西家本『播磨国

『風土記』には赤石郡の記事が欠けているが、ミヤケ設置という大事な記事に風土記と日本書紀で郡の相違があるのは、注意される。それでも風土記と日本書紀は「しじみ」という地名を共有するが、古事記では、「名志自牟」と人名になっている。【地名】の検討を総じていえば、国名における播磨国風土記と古事記の近さは、他の地理認識の在り方をあわせ考えれば、文献上のつながりというよりも、日本書紀の国名との時代差としてとらえるべきであろう。それは、又、播磨国風土記内部の編纂者の相違の問題にもつながりそうである。さらに、古事記の「山代」と「玖須婆之河」、日本書紀の「丹波国余社郡」がそれぞれ独自にみえるのは、【登場人物】の相違、「山代之猪甘」と「日下部連使主」の有無と連動する。それぞれの氏族的背景を考える必要がありそうである。その点、播磨国風土記には地縁性に関わりなく「日下部意美」が登場しており、日本書紀とのつながりが思われる。日本書紀のみにみえる「帳内佐伯部」も、雄略紀と顕宗紀では「売輪」と「仲子」という名の違いがあり、「仲子」が雄略紀で「更名」とあるのは、日本書紀内部の資料の相違を思わせる。播磨国風土記も、日本書紀本文というより、その編纂資料の「或本」とつながりが強いとみるべきであろう。

四 【登場人物】の比較

もうすでにふれているが、そろそろ【登場人物】の検討に入り、文脈展開の相違・主題の在り方を考えてみる（記載順は風土記に合わせてある）。

オケ・ヲケを中心に見ていく。まず古事記からである。父市辺王が殺されたと聞いた二人は、逃げ去り、山代で「面黥老人」（猪甘）と出会う。これは後の猪甘の老人の話（顕宗記）の伏線になっているが、二王が馬甘・牛甘となる展開をスムーズにしている（安康記）。清寧記では、まず清寧天皇に御子が無いことを語り、天皇の崩後に「日継知らさむ王」として、市辺忍齒別王の妹「忍海郎女、亦名飯豊王」を「高木角刺宮」に「坐せき」（清寧記）となる。これは、「飯豊王」が二王を迎えるという結末に呼応している。また、「坐」という用字例は、当該説話において、風土記と古事記に使用されている。風土記の「坐」の重要性は、飯泉健司氏に指摘がある（なお後述）。そして、山部連小楯が志自牟の新室のあそびに行きあわせ、「酒酣」の時、「焼火少子二口」が舞うことになる。「酒酣」という用字は、記紀の当該説話における数少ない用字の一致例である。他には、「讓」がある。そこで兄弟が「相讓」することになるが、古事記の特徴は、その場の人々が「相讓る

<p>汝母手白髮命</p>	<p>山部連少楯</p>	<p>志深村首 伊等尾 (市辺之天皇)</p>	<p>日下部連意美</p>	<p>市辺天皇命</p>	<p>〔播磨風〕 伊射報和氣命 於奚・袁奚 天皇等</p>
<p>其姨飯豐王</p>	<p>山部連小楯 (市辺之押齒王)</p>	<p>其国人 名志自牟 市辺押齒別王 之妹忍海郎女 亦名飯豐王</p>	<p>山代之猪甘 面黥老人 大長谷王(子)</p>	<p>市辺之忍齒王 淡海之佐々紀 山之君祖韓袋</p>	<p>〔古事記〕 (伊耶本和氣天皇) 意祁王 袁祁王</p>
			<p>大伯瀨天皇 帳内佐伯部壳輪 〔更名仲子〕</p>	<p>市辺押磐皇子 近江狹狭城山 君韓袋</p>	<p>〔雄略紀〕 穴穗天皇</p>
<p>飯豐皇女</p>	<p>山部連先祖 伊与来目部 小楯</p>	<p>縮見屯倉首 忍海部造細目</p>		<p>市辺押磐皇子</p>	<p>〔清寧紀〕 億計・弘計</p>
<p>忍海飯豐青尊</p>	<p>山部連先祖 伊与来目部 小楯</p>	<p>縮見屯倉首 忍海部造細目 其子吾田彦</p>	<p>帳内日下部連使主</p>	<p>大伯瀨天皇 帳内佐伯部仲子</p>	<p>〔顯宗紀〕 大兄去来穗別 天皇 弘計天皇 〔更名〕来目稚子 億計王 〔更名〕嶋稚子 〔更名〕大石尊</p>
<p>白髮天皇</p>	<p>山部連小楯</p>			<p>弘計天皇</p>	<p>〔仁賢紀〕 穴穗天皇 億計天皇 諱大脚(旧本) 〔更名〕大為 字嶋郎</p>

状」を笑うことである。これについては、溝口睦子氏に「読者の共感をも呼び起す人間的な交流」を感じさせるという指摘がある。この「相讓」の三書における扱ひの相違が重要になる。その「詠」はあとにまわして、以後、小楯は「仮宮」に二王子を「坐せ」て、飯豊王に報告した。この「仮宮」が風土記の四宮に当たるが、古事記は宮（ヤマト）に「上」らせる形をとる。この「上」が播磨国風土記において「巡行」の変わりに用いられ、郡のグループに偏在がみられること、そしてその用字意識は古事記とつながることは、小野田氏によりすでに指摘されている。^⑧「巡行」の概念については、後にふれることとする。

次に日本書紀顕宗即位前紀を見てみる。父が射られたことを聞いた二王は「恐懼皆逃亡自匿。」（『後漢書』光武帝紀第一上の引用）とある。二王は「丹波国余社郡」を経て、「播磨国赤石郡」に行き、「丹波小子」と改名して「縮見屯倉首」に仕える。以下、「山部連先祖伊与来目部小楯」が丁度「縮見屯倉首」の「縦賞新室」に会い、「以夜繼昼」（『晋書』宣帝紀の引用）となる。そして億計王が弟に「誰能激揚大節可以顯著」（『梁書』武帝紀の引用）と言ひ、弟の弘計天皇は「不才」（『春秋左氏伝』成公三年の引用）といひ固辞し、二王子の「相讓再三」となる。このあたりは、漢籍を利用しつつ理想的な「君子」像を描いているこ

とは、先にもふれたが、「相讓」は日本書紀において、理想的な君子像とされている点に注目する必要がある。^⑨そして宮中に迎えることになるが、その様子も『後漢書』孝靈帝紀第八を引用している。そのあたりの文脈を挙げてみる。エ白髮天皇聞、熹咨歎曰、朕無子也。可以為嗣、与大臣・大連、定策禁中。仍使播磨国司来目部小楯、持節將左右舍人、至赤石奉迎。白髮天皇三年春正月、天皇随億計王到撰津国、使臣・連、持節以王青蓋車、迎入宮中。

傍線を付した部分が孝靈帝紀の引用部であるが、巻頭の総記部から建寧元年正月条に亘って引用してある。単なる引用以上の影響をも窺わせる。日本書紀は重要な場面場面で、漢籍を利用しつつ場面を盛り上げていることがわかる。これが日本書紀の特徴でもある。

播磨国風土記に移る。まず、「於奚・袁奚天皇等」「二人（人）子等」とある点に注目する。この「等」にふれた注釈はほとんどない。わずかに井上通泰の『播磨国風土記新考』（大岡山書店、昭6・5）が「二子等の等は一種の助字なり」といい、「万葉集にもワレを吾等と書けり」という。万葉集と同じかはともかくとして、オケ・ヲケを一体の皇子のように扱っていることは注意される。日本書紀の「或本」のように、宮を二つずつに分けては記していない。

このことは、賀古郡の根日女命への「妻問い」にもかかわる。

C有玉野村。所以者、意美袁美二皇子等、坐於美囊郡志深里高(野)宮、遣山部小楯、詔国造許麻之女根日女命。於是、根日女、已依命訖。尔時、二皇子、相辞不娶。(逕)于日間、根日女、老長逝。于時、皇子等大哀、即遣小立、勅云、「朝(日)夕日不隱之地、造墓藏其骨、以玉飭墓」。故、縁、此墓号玉丘、其村号玉野。(賀茂郡条)

右は、雄略記の引田部赤猪子物語との近似性や、二男一女型の求婚譚との関わりが注意されるが、二人一組の「妻問い」などは不自然であろう。男同士の争いという背景が見えないのである。これは、二王に「譲」の伝承像がまずあり、そのうえに「妻問い」のパターンをあてはめたゆえに、根日女の死という結果になったのではないか。播磨国風土記においては、「相譲」は、理想的な天皇像でもなく、人々の共感をよびおこす文学性もみられない。「相譲」の王というレベルのみでおさえておくべきであろう。注意されるのは、最後が「更還下」とあり、「造宮於此土而坐之。」で終わっていることである。やまと(都)へ上ったとはない。これが記紀と違う点であり、そのことを指摘した尾崎知光氏や飯泉健司氏のみは正しいと思われる。ま

た、この説話には、「参上」「召上」や「還下」など、「上」で移動を示す例がみられるが、先にみた小野田氏の論は、さらに「尔」ではじまる文体に古事記との類似点を認めている。このような表記面での古事記との近さと、筋の展開にみる日本書紀との近さをどうみればよいのであろうか。筋の展開でみれば、漢籍の引用部を除くとさらに風土記に近くなる。やはり、日本書紀の編纂資料群との交渉を想定するのが、妥当性がある見方ではないであろうか。風土記の場合、さらに巡行説話としての読みの可能性も考えてみねばならない。巡行説話の分類と分析については、堀一郎氏¹³⁾以来の研究史があるが、近時、多田元氏が「神の巡行」という視点を¹⁴⁾出されたのは、注目に値する。「巡行」における「人」と「神」との関わり方の問題である。筆者は國學院大學のCOEフォーラムで、「記紀・風土記にみる降臨神と巡行神」と題する発表をしたことがある。そこで「神」の巡行を示す用字として「去」「来」「到」「上」「下」「降」を「巡」と共に検討した。巡行の場合、どこからか来て、どこかへ還る形を基本型と認定した。記紀の場合、「異界」との行き来を語るから、帰点がはっきりしている。その世界観の中での移動は、風土記の巡行とは似て非なるものである。風土記には、具体的な形を持った「異界」は登場しない。したがってその土地とかかわりつ

つ(たとえば地名起源のかたちで)、去っていく形が多くなる。このオケ・ヲケ説話は、土地にもどり「宮」造りをする。この説話に特徴的な「上」「下」の風土記における使用例を検討することにより、「神」と「人」の距離を見定めてみたい。

五 風土記にみる「上」「下」と「巡行」

風土記において、神や人が移動する文脈で用いられる「上」「下」を、すべて列挙する。

- (1) 八十人衆 「上古之時、此橋至天、上下往来」(播・賀古郡)
- (2) 出雲国阿菩大神 「上来之時」(播・揖保郡)
- (3) 大帯日売命 「韓国還上之時」(播・揖保郡)
- (4) 息長帯日売命 「韓国還上之時」(播・揖保郡)
- (5) 主神 「巡上到於粒丘、而澮之」(播・揖保郡)
- (6) 住吉大神 「上坐之時」(播・賀毛郡)
- (7) 山部連少楯 「仍参上、啓如右件」(播・美囊郡)
- (8) 手白髪命 「即歎哀泣、還遣少楯召上」(播・美囊郡)
- (9) 和加布都努志能命 「追猪犀、北方上之」(出・秋鹿郡)
- (10) 和尔 「恋阿伊村坐神玉日女命而上到」(出・仁多郡)
- (11) 菟名手 「既而参上朝廷」(豊・総記)

- (12) 健緒組 「参上朝廷、奏言」(肥・総記)
- (13) 海神 「逆流潜上、到此神所」(肥・佐嘉郡)
- (14) 倭武天皇 「降自此岡、幸大益河、乘艘上时」(常・行方郡)

(15) 白鳥 「天飛来、化為僮女、夕上朝下」(常・那賀郡) 右が「上」の用例である。このうち、(1)(15)は、天と地という、垂直移動を示す。共に「下」ともあり「天―地」の世界観が背景にある点において、神話的世界に繋がる。地上の空間的移動としては、(5)が「丘」に上り、(9)が「北」に上り、(14)が「河」を上る。いずれも「巡行」の中で用いられている。(10)(13)は神の妻問いという、神婚の通路としての川上りである。他の八例は、天皇の居場所(朝廷・都)への移動を意識した「上」の用法を示す。(2)は、出雲国から都への途上の時であり、(3)(4)は、韓国から都への途上の時である。(6)は、「住吉神社」の移動に伴う「上」であり、西から都の方への移動を示す。(7)(11)(12)は「参上」とあり、朝廷のもとへ行く「上」である。(8)の「手白髪命」も、朝廷を代表する立場にあることは間違いない。この説話の「上」の用法が朝廷(都)に行く「上」であることを、再確認しておく。次に「下」の用例を見ていく。

「下」で圧倒的に多いのが出雲国風土記の「所造天下大神(命)」であり、「大穴持命」のことである。造る対象と

しての「天下」であるが、それが「天」の保障を得た支配領域であり、神の「巡行」と繋がることは、次の用例により明らかである。

(1) 所造天下大神、大穴持命与須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此処。故云種。(出・飯石郡)

垂直移動を示す「下」が、「天」との関わりの中で用いられていることは注目されねばならない。

(2) 神魂命 「御子天御鳥命、楯部為而、天下給之。尔時、退下来坐而、大神宮御装楯造始給所、是也。」(出・楯縫郡)

「天」から「下」ることにより、その土地の神聖性を保障し、そこへの神の鎮座をかたる形は、「天降る神」の類型表現としても読み取れる。「天下」という用語は、「天」地の世界観の中でおさえられるべきであろう。出雲国風土記以外の次の二例も、合わせ考えられるべきである。

(3) 志深里坐於三坂神、八戸挂須御諸命。大物主葦原志許、国堅以後、自天下於三坂岑。(播・美囊郡)

(4) 所以称行方郡者、倭武天皇、巡狩天下、征平海北。(常・行方郡)

(3)はまさに「天降る神」であり、「大物主葦原志許」の国づくりを経た天下りは、記紀の天孫降臨の焼き直しと読み取れる。(4)の「天下」は、「天」の権威に保障された

「巡狩」であることを示し「倭武」が「天皇」とある根拠付けにもなる。「天下」は、出雲という一地方領域を示す語ではない。より広い権威に基づく重みをもつ。垂直移動を示す「下」は、他には「上」の(1)(5)の例があるのみである。次に水平移動の「下」の例をみよ。

(5) 大帯日子命 「詔下行之時」(播・賀古郡)

(6) 穴門豊浦宮御宇天皇、与皇后俱、欲平筑紫久麻曾国、下行之時(播・賀古郡)

(7) 尔時、大帯日古天皇、欲娶此女、下幸行之。(播・賀古郡)

(8) 出雲御蔭大神 「即櫟山柏挂帯捶腰、下於此川相庄」(播・揖保郡)

(9) 於奚・袁奚天皇等 「自此以後、更還下、造宮於此土而坐之」(播・美囊郡)

右は何れも播磨国風土記の用例であるが、(8)が川下りの「下」である以外は、すべて都から地方への空間移動を示す「下」とみてよい。天皇の権威を保障する空間が都であり、その権威に基づく行為だからこそ、その婚姻(5)(7)や征討(6)に「下」が用いられたといつてよい。そのように考えると、川や丘などの具体的な地理的移動以外の「上」「下」の用例には、垂直・水平移動のどちらにも、共通する使用意識が感じ取れる。すなわち、「天」にしても「都」にし

ても、それは権威を象徴する空間であり、そこからの、或いはそこへの移動が、移動主体の尊貴性を保障するのである。(9)の場合には、「坐」が「神鎮座」の表現であるという飯泉氏の指摘¹⁸⁾が思い合わされる。人が神に近い尊貴性をもつ時、「坐」とともに「宮」造りが語られることは重要である。於奚・袁奚の天皇としての性格を保障するとともに、都としての「倭」との繋がりを示すからである。その都との繋がりが、父市辺にも「天皇」という用語を用意したと考える。そのあり方を【名乗り】の比較により確認し、まとめに入りたい。

六 【名乗り】の比較——まとめにかえて——

〔播磨風〕 山投坐 市辺之天皇 御足末 奴僕良麻者

〔古事記〕 所治賜天下 伊耶本和氣 天皇之 御子市辺
之 押齒王之 奴末

〔顯宗紀〕 於市辺宮治天下 天万国万押磐尊御裔僕是也

古事記の「所治賜天下」は、「伊耶本和氣」にかかると見るのが自然である。すなわち、履中天皇の御子としての市辺を示し、その「奴末」とまとめる。この形は、オケ・ヲケの即位の正当性を履中系というレベルで主張しており、履中を始祖とする皇統意識に基づいていると考えてよい。

日本書紀は、「天万国万押磐尊」を「於市辺宮治天下」と表現する。これは「天皇」とは記されていないものの、同等の表現性をもつ。履中系という系統の保障ではなく、「治天下」の父と子というレベルで正当性を受け止めている。したがって御子の資質が問われるのであろう。漢籍に基づく天皇像が用意されたゆえんである。¹⁹⁾ 播磨国風土記において、その「宮」が「坐」で示され、それが「山投（ヤマト）」との繋がりで示されたとき、巡行の主体としての「天皇」と表現される必然性が生じたのではないか。その点でも、風土記と日本書紀は近いといえる。「御足末」「奴末」「御裔」とは、子孫という意味である。逆にいえば、「市辺」を始祖とみた表現であり、その視点はあくまで子孫の側、風土記でいえば、播磨の「宮」に鎮座した巡行神的位置付けにある。風土記にみえる「天皇」とは、在地からヤマトに坐す尊貴な存在に与えられた、神にかわる最も神聖な称号と理解できる。それは、記紀の系譜観を前提に解釈されるべきではない、ということを確認しておきたい。結論的にいえば、播磨国風土記は、巡行神の型に意味を与えつつ、「宮」と都（ヤマト）との関係性を明確にする形で父市辺を「天皇」と記したことになる。風土記と記紀は、両書が直接関係にあるのではなく、日本書紀の資料段階での交渉を考えるべきだということも、結論の

一つとしておきたいと思う。

注

- (1) 森博達『日本書紀の謎を解く』(中公文庫、平11・10)の説に拠る。
- (2) 青木周平「弘計・億計二王」(『古代文学の歌と説話』若草書房、平12・10)
- (3) 直木孝次郎「古事記の国名表記について」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、昭50・9)
- (4) 小野田光雄「播磨国風土記の成立について」(『古事記・釈日本紀・風土記ノ文献学的研究』続群書類従完成会、平8・2)
- (5) 新編日本古典文学全集『日本書紀②』147頁、頭注一三参照。以下、漢籍の引用の指摘は、同本に拠るところが大きい。
- (6) 飯泉健司「播磨国風土記 オケ・ヲケ伝承考―作成者の〈論理〉〈視点〉〈表現〉―」(『古事記・日本書紀論究』おうふう、平14・3)
- (7) 溝口睦子「記紀二書の比較―顕宗・仁賢紀の場合―」(『上代文学論叢』桜楓社、昭43・12)
- (8) 小野田光雄「播磨風土記成立の試論―記紀編纂の一資料―」(『国語と国文学』32の11、昭30・11)
- (9) 青木、注(2)同論文。
- (10) 尾崎知光「播磨国風土記における意筈袁筈二皇子の伝承」(愛知県立大学『説林』32、昭59・2)
- (11) 飯泉、注(6)同論文。
- (12) 小野田、注(8)同論文。
- (13) 堀一郎「遊行思想と神社神道」(堀一郎著作集)第四巻、未来社、昭56・6)
- (14) 多田元「巡行する神」(『古代文学講座5』旅と異郷)勉誠社、平6・8)
- (15) 國學院大學二十一世紀COEプログラム・フォーラム「来訪する神・降臨する神」(平成16年9月23日、於國學院大學)
- (16) 新編日本古典文学全集『風土記』117頁、頭注一四参照。
- (17) 駒木敏「天降り」と「国造り」―出雲国風土記の世界観―(『国語と国文学』68の5、平3・5)
- (18) 飯泉、注(6)同論文。
- (19) 青木、注(2)同論文。